

# 建築物用途区分コード番号表

( 建築基準法施行規則別紙 )

記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08010	一戸建ての住宅
08020	長屋
08030	共同住宅
08040	寄宿舍
08050	下宿
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08090	中学校又は高等学校
08100	養護学校、盲学校又は聾学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08140	図書館その他これらに類するもの
08150	博物館その他これらに類するもの
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの
08180	保育所その他これに類するもの
08190	助産所
08210	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）
08220	隣保館
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08260	病院
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便局

08300	地方公共団体の支庁又は支所
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
08400	ホテル又は旅館
08410	自動車教習所
08420	畜舎
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合に合っては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合に合っては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08470	事務所

08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08490	自動車車庫
08500	自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08990	その他

注1) 確認申請書に記載する主要用途は、区分の用途表記ではなく、具体的な用途を記載してください。

例1) × 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの  
 店舗併用住宅（美容院）  
 事務所併用住宅

注2) 許可・認可等の場合、予定建築物の用途表記に合わせてください。

# 工作物区分コード番号表

( 建築基準法施行規則別紙 )

記号	建築基準法第88条第1項における工作物の区分
06310	煙突（支わく及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
06320	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並べに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
06330	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
06340	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
06350	擁壁
06360	ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設
06370	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行搭その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

記号	建築基準法第88条第2項における工作物の区分
06410	鋳物、岩石その他の粉碎で原動機を使用するもの、レディミクストコンクリートの製造等で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの
06420	自動車車庫の用途に供するもの
06430	サイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
06440	昇降機、ウォーターシュート、飛行搭その他これに類するもの
06450	汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
06460	その他